

農地法第2条の農地でない旨の証明願いの申請について

- ・申請書 1部
 - ・添付書類 各1部
 - ※ ① 登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)
 - ※ ② 公図
 - ③ 位置図 (住宅地図等)
 - ④ 現況写真
- 登記事項証明と所有者の住所が異なる場合、申請者が町外の場合
→住民票又は戸籍附票
- 仮登記、抵当権等が設定されている場合
→仮登記権利者、抵当権者の承諾書
- 代理による申請の場合
→委任状(自署)
- 申請者が法人の場合
→法人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し
- ※印のあるものについては原本の提出が必要

登記簿地目が農地であり、現況が宅地・山林など農地以外のものとなっている土地において、下記に該当する場合の証明となります。(非農地の要因が土地の事実状態から確認できるものに限られます)

- ・昭和27年10月20日以前(農地法施行前)から農地以外のものとなっている場合
- ・風水害等不可抗力の災害により農地に復元することが困難な場合
- ・転用の事実行為からすでに20年以上が経過し、将来的にも農地として使用することが困難な場合など(不正取引や違反転用を認めるものではありません)

申請の受付は毎月20日締切で、審議会は翌月の10日前後です。

(必要書類が全て揃った時点での受付となります)

串本町役場 産業課内
串本町農業委員会事務局
TEL:0735-62-0558 FAX:0735-62-6970